

佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程

(平成17年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学教員人事の方針(平成16年4月1日制定)1の(4)及び佐賀大学高等教育開発センター規則(平成16年4月1日制定)第8条の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)における教員の採用及び昇任(以下「選考」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考)

第2条 教員の選考は、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(教員選考の原則)

第3条 教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。

3 教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。

(教員候補者の公募等)

第4条 センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。

(選考委員会の設置)

第5条 前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(選考委員会の構成員)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員 各1人

(3) センター専任の教員 若干人

(選考委員会委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(選考委員会の議事)

第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(暫定候補者の選定)

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準(平成16年4月1日制定)に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評

価し，調査選考の上，暫定候補者 1 人を定め，運営委員会に報告する。

（教員候補者の決定）

第 10 条 運営委員会は，前条の報告を受けたときは，暫定候補者について単記無記名投票を行い，出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成を得た者を教員候補者とする。

（再選考）

第 11 条 前条の方法により教員候補者を得られない場合，運営委員会は，改めて教員候補者を選考しなければならない。

（学長への報告）

第 12 条 センター長は，運営委員会において決定した教員候補者について，選考経過を付して学長に報告するものとする。

（結果等の公表）

第 13 条 センター長は，選考経過及びその結果を応募者のプライバシーに配慮した上で，公表するものとする。

（雑則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか，教員の選考に関し，疑義等が生じたときは，運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は，平成 17 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 この規程施行の際，佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規（平成 16 年 5 月 21 日制定）に基づき選考された者は，この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規は，廃止する。

附 則（平成 17 年 7 月 25 日改正）

この規程は，平成 17 年 7 月 25 日から施行する。